令和５年３月 30 日付け４消安第 7555 号
農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知

重要病害虫防疫指針

第１　趣旨

重要病害虫発生時対応基本指針（平成 24 年５月 17 日付け 24 消安第 650 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「基本指針」という。）第７（４）の規定に基づき、国内に侵入し、まん延した場合に、特に国内農業に甚大な被害を与えることが明らかな重要病害虫の平時及び発生時において講ずべき標準的な措置を本指針に定める。なお、重要病害虫に対する措置を実施するに当たっては、本指針に定めるもののほか、植物防疫法第 17 条の２第１項に基づき定める緊急防除実施基準及びその細則に基づき対応するものとする。

第２　対象重要病害虫

本指針の対象とする重要病害虫は、別表に掲げるもの（以下「対象重要病害虫」という。）とする。

第３　対象重要病害虫ごとに講ずべき措置

本指針の対象重要病害虫ごとの平時及び発生時において講ずべき措置は、別紙１及び別紙２のとおりとする。

第４　その他

１　重要病害虫に対する措置の実施に当たっては、原則、本指針に基づき実施するものとする。ただし、地域の実情を踏まえた対応を行うため必要な場合にあっては、植物防疫所長（那覇植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）又は植物防疫所を構成員とする地域の協議会等が対象重要病害虫ごとに定めた対応マニュアル等を参考として実施することができるものとする。

２　植物防疫所長は、管轄地域で使用する対応マニュアル等を自ら作成した場合又は地域の協議会等が作成した場合には、当該対応マニュアル等を植物防疫課長宛て共有するものとする。

別表

１　有害動物	ウリミバエ クインスランドミバエ チチュウカイミバエ ミカンコミバエ種群
２　有害植物	火傷病菌

別紙１　ウリミバエ、クインスランドミバエ、チチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群防疫指針
別紙２　火傷病防疫指針